2）海域における赤土等の堆積

(1)環境影響の回避・低減に係る評価

①環境保全措置

赤土等流出防止対策を予測の前提として検討した結果、機械処理水が寄与する底質への堆積厚は、濁水の機械処理設備が夏季に180日間連続稼働するという極めて安全側の想定をした場合であっても最大で0.4mmであると予測され、また、轟川河口前面海域の底質中懸濁物質含量13～92kg/m^{3}に対し、機械処理設備が180日間連続稼働した場合の堆積量の最大値は約0.5kg/m^{2}であり、単位体積当たりの堆積重量が変わらないとした場合、底質中懸濁物質含量の0.5～4%程度に相当することから、底質に及ぼす環境影響の程度は極めて小さいと判断され、環境保全措置として有効であると判断した。

②環境影響の回避・低減の検討

事業の計画検討に当たり講じた環境保全措置を予測の前提として検討した結果、機械処理水が寄与する底質への堆積厚は、夏季に180日間連続して濁水の機械処理設備が稼働した場合においても最大で0.4mmである。また、現況における底質中懸濁物質含量（SPSS）の0.5～4%程度に相当する。さらに、台風等により、堆積した赤土等がリーフ外へ拡散することもあることから、本事業が赤土の堆積に及ぼす環境影響の程度は極めて小さいものと考えられ、環境影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、環境の保全についての配慮が適正になされていると評価した。